

イタリアにおけるカトリック教会の法的地位

——その原理的側面——

田 近 肇

はじめに

今日、わが国の憲法学の教科書では、諸国における国家と宗教団体との関係について、①国教型、②公認宗教型、③政教分離型に分類することが一般的であり、その際、イタリアについて言及がなされることも少なくない。ただ、それ以上に立ち入ってイタリアの具体的な政教関係について論じた研究はこれまで少なかつたように思われる。これは、イタリアの制度が独特だ(*il sistema italiano è unico*)^①ということのほか、イタリア政教関係が政教分離型に属しないことから、わが国の研究者の関心を集めてこなかったという事情もあるのかもしれない。

しかし、イタリアでは、国家の統一がかつてのローマ教皇領を併合することにより達成されたという歴史的経緯から、国家と教会とのあるべき関係はいかなるものかという問題は、国家と教会が対立していた時期、両者が和解をはたした時期、現行憲法の制定過程、現行憲法の運用の過程を通じて、「憲法が取り扱うべき最も重要な領域」として常に議論がなされてきたのであって、国家と宗教団体との関係に関心を抱く者は、そこでなされてきた議論と

解決に目を向けざるをえないであらう。

また、イタリア法における教会の取り扱い、政教関係という視点からのみではなく、国家法秩序における中間団体の位置付けという視点からも関心の対象となる。現行イタリア憲法第二条は、個人の人格の自律と尊厳の保障を謳いつつも、同時にさまざまな社会集団に対し、個人の「人格が発展する場」として積極的な評価を与えている。このように、イタリア憲法は、個人と国家という二項対立の図式を克服し、個人の人格から出発しつつも、その人格が社会的なものであることを承認しているわけであるが、ここでいう社会集団に宗教団体も含まれることは言うまでもない。

本稿は、イタリアにおけるカトリック教会の法的な位置付けについて考察する。もちろん、国家に比肩しうる組織を備えたカトリック教会と、「しっかりした意思決定手続や内部的紛争処理機構を整えるということがあまりみられない」¹わが国の宗教団体とを直ちに比較するわけにはいかない。しかし、バチカンのお膝元であるイタリアについて宗教団体の位置付けを検討する場合には、まずカトリック教会の地位を明らかにすることが必要である。本稿は、現在におけるカトリック教会の取扱いを対象とするが、現在の制度がそれまでの歴史によって形成されたものであることは言うまでもないため、第一章においてごく簡潔にはあるがその歴史的背景に触れることにしよう。

第一章 歴史的背景

(1) アルベルト憲章からラテラノ協定まで

イタリアにおける立憲主義の出発点とされるのが、一八四八年三月五日に欽定憲法として公布されたサルデーニヤ王国基本憲章（アルベルト憲章）である。アルベルト憲章は、その後、サルデーニヤ王国がイタリア半島諸国を

併合する中で、統一イタリア王国の憲章となり、一九四四年六月二五日国王代行命令第一二五号で廃棄されるまで続いた。⁵⁾この憲章は、国家と宗教団体との関係につき、二つの重要な原則を定めていた。すなわち、その第一条は、第一項において、「使徒伝承のローマのカトリック教は、国の唯一の宗教である。」と、カトリック国教制を定めると同時に、第二項において、「既存の他の宗派は、法律に従って寛容に取り扱う。」⁶⁾と、カトリック以外の宗派に対する寛容を定めていたのである。

ただ、アルベルト憲章がカトリック国教制を定めていたといっても、これは、文字通りに受けとることができない。というのは、アルベルト憲章は、実際には、カヴールに代表される自由主義者の主導の下で、伝統的なカトリック国教制に反する形で運用されたといわれ、⁷⁾それどころか、その後、いわゆる「教会財産破壊法律 (legge eversiva dell'asse ecclesiastico)」により修道会などの財産が没収され、一八七〇年にはイタリア軍のローマ占領により教皇国が消滅させられているからである。⁸⁾

(2) ファシズム期の政教関係

(イ) ラテラノ協定の締結

一九一九年に始まるファシズム運動は、当初はカトリック教会に敵対的ではなかったと言われるが、⁹⁾一九二二年のクーデタにより政権の座についたムッソリーニは、ローマ問題により生じていたカトリック教会との対立を解消し和解することを模索するようになる。¹⁰⁾ムッソリーニにとって、カトリック教は国家の精神的統一を強固なものにするうえで有用な手段であったし、バチカンの承認を得ることで自らの政権に権威を付与することが必要であった。他方で、カトリック教会は、ファシズム政権の教会政策を、単にローマ問題を解決するだけでなく、教会に有利な条件で和解を果たす好機と捉えていた。¹¹⁾

このような背景の下に、「ローマ問題の最終的かつ確定的な解決を聖座自ら承認できるようにし、正義と両当事者

の尊厳に適った相互関係を最終的に整える」(ラテラノ条約前文)ため、聖座とイタリア政府との間で締結されたのが、ラテラノ協定(Patti lateranensi)である。この協定は、イタリアと主権国家としてのバチカン市国との関係を主として定めた「聖座とイタリアとの間の一九二九年二月十一日の政教条約」(ラテラノ条約(Trattato lateranense))、イタリア国内におけるカトリック教会の取扱いについて定めた「聖座とイタリアとの間の一九二九年二月十一日の政教協約」(ラテラノ協約(Concordato lateranense))およびカトリック教会の財産の収用に對する補償について定めた財務協定(Convenzione finanziaria)と、この三つの取極めから成る。

ラテラノ協定は、イタリア政府にとって前世紀以来の懸案であったローマ問題を解決するということのほか、アルベルト憲章第一条に定めるカトリック国教制を具体化するという意味を有していた。このことは、「イタリアは、使徒伝承のローマのカトリック教は国の唯一の宗教であるという、一八四八年三月四日の王国憲章第一条が確立した原則を承認し、確認する。」と定めるラテラノ条約第一条からも見て取ることができる。

それゆえ、カトリック教会は、礼拝その他の宗教活動(協約第一条)、組織運営(同第二条)、財産管理(同第三条)、聖職禄の付与(同第十二条)などにおける自由を保障されるほか、教会法上の婚姻に国家法上の効力が承認され(同第三四条)、公立初等教育学校に加えて公立中等教育学校でもカトリックの宗教教育が行なわれ(同第三六条)、教会の定める祝日が国家の祝日とされるなど(同第一条)の特権を与えられることとなった。

(ロ) カトリック以外の宗派の取扱い

他方で、カトリック以外の宗派については、「国家において認容された宗派の活動及びその祭司が挙式を主宰する婚姻に関する諸規定」(一九二九年六月二四日法律第一一五九号。以下、「認容宗派法」と略す。)が制定されている。認容宗派法は、アルベルト憲章が定める政教関係のもう一つの側面を具体化するという意味を有していた。同法は、カトリック以外の宗派に對する「寛容」と宗派による差別の禁止を定めたアルベルト憲章第一条二項および第二四

条を確認し（第一条一項および第四条）、宗教的自由を承認する（第一条二項および第五条）だけでなく、これらの認容宗派に法人格を付与し（第二条）、その祭司が挙式を主宰する婚姻に国家法上の効力を付与するなど（第七条）、一定の特権を与えるものであったから、制定の当時には、少数宗派の中にもこれを歓迎する向きがあったようである。¹⁵⁾

しかし、現実には、この認容宗派法は、少数宗派の期待に応えるものではなかった。同法自身、第三条において祭司の任命につき認可制を採用していたほか、「国家において認容された宗派に係る一九二九年六月二四日法律第一一五九号の施行及び同法と他の国家法律の調整に関する諸規範」（一九三〇年二月二八日勅令第二八九号。以下、「認容宗派法施行令」と略す。）は、礼拝施設の開設が国家の許可に服すること（第一条）、認容宗派の信者による宗教集会は政府の認可を受けた祭司が主宰又は許可したものでなければならないこと（第二条）、認容宗派の私法上の行為は政府の監視と保護に服し、政府は立ち入り調査権も有すること（第一三条、第一四条）を定めており、認容宗派法は、少数宗派の宗教活動を制限する形で運用されたのである。

カトリック以外の少数宗派に対する抑圧は、認容宗派法とその施行令に限られない。例えば、集会の自由の制限などについて定める「公の治安に関する統一法（*testo unico di pubblica sicurezza*）」（一九三二年六月一八日勅令第七七三号。以下、「公共治安法」と略す。）は、一般的に、公に開かれた場所における集会（*riunione in luogo aperto al pubblico*）および公共の場所における集会（*riunione in luogo pubblico*）の主催者に対し警察署長への通知（*avviso*）義務を課しており（第一八条）、認容宗派の集会に対しても、先の認容宗派法施行令による規制に加えて、礼拝施設外での集会について規制を定めていた（第二五条）¹⁶⁾。

要するに、ファシズム政権の少数宗派政策は、「一九二九年」法律で『権利』とされていたものを、施行令によって、公行政機関のまったくの自由裁量権に委ねられた単なる利益に後退させてしま¹⁷⁾い、「あらゆる方法で」少数

宗派の「公的礼拝の自由を制限すること、これに終わりを告げた」⁽²¹⁾ものであった。

ところで、わが国において、一口に「国教制」といっても、①国家がある一つの宗教を公認して、それ以外の信仰を禁止する非寛容型の国教制と、②国教の存在を認めつつも、それを理由として他の信仰を禁止することはない寛容型の国教制とがありうるとの指摘がなされることがある。⁽²²⁾この区別に従えば、ファシズム期のイタリア政教関係は、非寛容型の国教制であったと評することができよう。

(3) 現行憲法の制定

(イ) ラテラノ協定の存続

ファシズム政権は、一九四三年七月二五日、ムッソリーニが事実上解任されることにより崩壊した。その後、一九四六年三月一六日の憲法制定議会選挙を経て、同年六月二五日から制憲議会は活動を開始し、一九四七年一二月二二日、新憲法が制定されている。⁽²³⁾

わが国で戦前に国の「宗教」の地位にあった国家神道が敗戦と新憲法の制定によってその地位を失ったのとは対照的に、イタリアの新憲法制定過程において、ラテラノ協定そのものを疑問視する主張は、有力とはなりえなかった。⁽²⁴⁾制憲議会でも多数を占めたキリスト教民主党、社会党、共産党はいずれも、再び国家とカトリック教会の関係の問題を議論の俎上にのせることによって「宗教的平和」が危機に瀕することは望まなかったからである。⁽²⁵⁾

その結果、新憲法は、第七条において、「①国家とカトリック教会は、各々その固有の領域において、独立かつ最高(Sovrano)である。②両者の関係は、ラテラノ協定により規律する。この協定の改正は、両当事者が承認するときは、憲法改正の手続を必要としない。」と、明示的にラテラノ協定に言及して、国家とカトリック教会の関係は、引き続きラテラノ協定の規律に従う旨を定めている。

このように、ラテラノ条約の定めるカトリック国教制は新憲法下でも維持されたが、しかし、国教制が維持され

たとはいえ、他方で、憲法上カトリック以外の宗派の信者に対しても信教の自由が保障され（第八条および第十九条）、この保障を確保するために憲法裁判所制度が設けられた（第一三四条から第一三七条）以上、非寛容型国教制をそのまま維持しえないことは明らかであって、新憲法下での国教制は、ファシズム時代のそれとは違ったものへと姿を変えざるをえないことになる。

（ロ）寛容型国教制

実際、ファシズム時代の少数宗派抑圧立法は、憲法裁判所の発足後、直ちにその合憲性が問題とされている。その最初のものが一九五七年三月一八日判決第四五号⁽²⁶⁾であって、本件は、公共治安法第二五条所定の通知をすることなく礼拝施設外で宗教集会を行なったプロテストタントの牧師が起訴された刑事事件である。現行憲法第一七条が一般的に集会の自由を保障し（第一項）、公に開かれた場所における集会に通知義務を課すことを明示的に禁止している（第二項）にもかかわらず、同法第二五条は、あらゆる礼拝施設外での集会に通知義務を課すものであったことから、その合憲性が憲法裁判所で争われたのである。本件で、憲法裁判所は、確かに公権力は宗教集会における「善良の風俗に反する儀式」を禁止しうるとしても（憲法第一九条）、この禁止を確保するため予防的にすべての宗教集会に通知義務を課すことまでが許されるわけではないとして、公に開かれた場所における集会について通知義務を課している部分につき、違憲と判断している。

また、一九五八年一月二四日判決第五九号⁽²⁷⁾は、認容宗派法第三条の認可を受けていない者が、同法施行令第二条に反して宗教活動を主宰すること及び同法施行令第一条の許可なくして礼拝施設を開設することを禁止する警察命令に違反してペンテコステ派の宗教活動を主宰したことから、警察命令不遵守罪（刑法典第六五〇条）で起訴されたという事例である。ここでは、この警察命令の根拠となっている祭司任命認可制、礼拝施設開設許可制、集会規制が憲法第八条、第一七条、第一九条に違反しないかが問題となっていた。

本件で、憲法裁判所は、純然たる信仰の表現としての宗教活動の自由と、宗教上の行為に国家法上の効力を付与するなどの国家と宗教団体との関係に係る問題とを区別したうえで、祭司任命認可制については、認容宗派の祭司が挙式を主宰する婚姻に国家法上の効力を認めることとの関係で定められているものであって憲法第八条および第十九条に反しないと判断したもの、礼拝施設開設許可制は、寄附金受領能力の承認（認容宗派法施行令第四条）における必要を超えて、純然たる宗教活動のために礼拝施設を開設する場合にも及ぶ点が憲法第八条および第十九条に反し、また、同施行令第三条の集会規制は、純然たる宗教活動の規制であることからその全体が憲法第八条および第十九条に違反すると判示している。

このように、新憲法はラテラノ条約が確認した国教制を維持していたが、実際には、憲法裁判所判決によって少数宗派の宗教活動の自由が保障されることにより、その国教制は寛容型の国教制へと変容したといえる。²⁸

(4) ヴィラ・マデーマ協約

イタリア政教関係は、一九八四年に聖座との間でラテラノ協約に代わる新たな協約が締結され、また、少数宗派であるワルドー派との間で協定が締結されたことにより、大きな転機を迎えた。

ラテラノ協約の見直しがなされるに至ったことについては、さまざまな要因を挙げることができようが、ここでは、一九五〇年代後半以降の高度経済成長によりイタリア社会の世俗化が進んだこと、これに対応して議会でキリスト教民主党が議席を減らす一方で、共産党、社会党が勢力を拡大していたこと、²⁹ カトリック教会内部でも第二バチカン公会議において宗派国家の理念が放棄され、宗教的中立国家の理念が承認されるに至っていたこと³¹を指摘するにとどめる。

「聖座とイタリアとの間の一九八四年二月一八日協約」（ヴィラ・マデーマ協約）は、「ラテラノ協約の改正」（ヴィラ・マデーマ協約第一三条）と位置付けられ、ラテラノ協約との形式的な連続性が図られているが、その内容の

面からは、まったく新しい協約だと言ってよい。⁽³²⁾ ここで特筆すべきは、その附属議定書第一項が「カトリック教がイタリア国家の唯一の宗教であるという、ラテラノ協定で言及された原則は、爾後効力を有しないものとみなす。」と定めていることである。これによって、アルベルト憲章以来なされてきた、カトリック教はイタリアの国教であるという位置付けは、公式には姿を消すこととなった。

ところで、憲法第八条三項は、「カトリック以外の宗派と国家との関係は、双方の代表者の協定に基づき、法律により規律する。」と、少数宗派について、カトリック教会との協約制度に類似した協定制度を定めている。ただ、実際には、この規定は、憲法制定後、三十六年にわたって用いられることがなかった。その背景には、当時の政府内には新憲法の規範のすべてを直ちに施行する必要があるとする考え方があったといわれ、⁽³³⁾ また、少数宗派の指導者も「宗教的平和」を維持するため、この条項を直ちに施行するよう公然と要求することは差し控えたという事情があったといわれる。⁽³⁴⁾

しかし、ラテラノ協約の見直しの機運が高まったことは、少数宗派にとっては、憲法第八条三項の施行を求める絶好の機会であって、実際、ワルドー派との協定締結の交渉は、バチカンとの新たな協約の交渉と平行して進められた。⁽³⁵⁾

こうしてワルドー派との間で締結されたのが、「憲法第八条三項を施行するための共和国とワルドー派との間の協定」(一九八四年二月二日協定)⁽³⁶⁾である。その後、セブンスデー・アドベンチスト教会、神の集会、ユダヤ教連合、福音主義バプチスト連合、福音主義ルター派教会との間でも同様の協定が締結されている。⁽³⁷⁾ もっとも、ワルドー派との協定に関して言えば、この協定は、同派に対する自由の保障を内容とするもので、——国家による保護ないし特権付与を拒否するワルドー派の信念に従い——国家による財政上の援助などの特権を付与するものではない。

ただ、ここで重視すべきは、第一に、この協定制度が施行されるまでは、少数宗派は依然としてアルベルト憲章

の定式に従った「認容された宗派」にすぎなかったのであって、この協定は、少数宗派をそのような地位から解放するといふ意義を有していたといふことである。³⁸⁾ 第二に、この協定制度は、国家と少数宗派との関係を規律するにあたって、国家の側が一方的にその解決策を押し付けることができないといふことを意味する。³⁹⁾

このように、一方ではヴィラ・マダーマ協約によりカトリック国教制が否定され、他方で少数宗派との協定制度が施行されることにより、イタリアの政教関係は、公認宗教体制に移行したかにみえる。第二章では、このことを別の角度からみていこう。

第二章 法秩序体としての教会

(1) 法秩序体の概念

イタリア法における宗教団体の位置づけを考えるうえで、無視することができないのが「法秩序体(ordinamento giuridico)」の概念である。この概念は、一般的に用いられる概念というよりは、「突発的に、一九二〇年代から、イタリア語圏とドイツ語圏において、法理論の用語として使用されるようになった」⁴⁰⁾概念であるが、イタリア公法学では頻繁に使用される用語であって、代表的な憲法教科書である Livio Paladin の教科書も、この説明から筆を起している。⁴¹⁾

法秩序体の概念については、ハンス・ケルゼンに代表される規範主義者による、これを法規範の総体であると捉える見解と、サンティ・ロマーノに代表される制度主義者による、これを制度として捉える見解とがある。今日のイタリア公法学において、これらのどちらか一方が全面的に受け入れられているというわけではなく、「規範と制度、すなわち法秩序体の規範的側面と事実的側面とは、相互伴立の関係にある」とする理解が一般的なようである。⁴²⁾

かし、先にみた中間団体に対する積極的な評価から多元主義原理を憲法上の原理として承認しようとするとき、この多元主義原理を基礎付けるうえでローマーノの法秩序体概念の方に一日の長があることは、言うまでもない。⁽⁴³⁾

ここでローマーノの理論を詳しく検討する余裕はないが、ローマーノは、法を、特定の立法者の意思として捉えるのではなく、社会的事実として捉えている。⁽⁴⁴⁾ 彼によれば、法の概念は、社会に含まれる個人から区別された具体的な統一体である社会の概念に還元されなければならない。「社会的秩序づけ (ordine sociale) の理念を含むものでなければならぬ」。⁽⁴⁵⁾ つまり、規律を定める権力の意思 (arbitrio) や物理的な力 (forza materiale) を法の要素として挙げるのは正しくない。なぜなら、法を生み出すのは、個人を超えた非人格的なものであり、⁽⁴⁶⁾ 制裁は総体としての法秩序体の有機的装置に内在するものと理解しなければならないからである。⁽⁴⁷⁾ あらゆる法は、少なくともその社会の成員に関しては、社会が存在するという事実のみから秩序づけがなされるのである。

このように、ローマーノの法の捉え方は、非常に不文法的ないし慣習法的であって、そうすると、法を有する「社会」というのは、国家に限定する必要はないことになる。⁽⁴⁸⁾ それゆえ、ローマーノは、「制度概念を狭義の法人類型から解放」して社会組織一般に拡大したモリス・オーリウの制度概念を引用して、次のように述べる。⁽⁴⁹⁾ 「総体的かつ統一的に捉えられた法秩序体としての法の概念を正しい用語で表現する必要かつ十分な概念は、制度の概念である。あらゆる法秩序体は制度であり、逆にあらゆる制度は法秩序体である」。「制度とは、あらゆる団体 (ente) または社会体 (corpo sociale)」なのであって、「制度と同じだけの法秩序体が存在するという帰結を導き出すことができる」。⁽⁵⁰⁾ と。ローマーノにとっては、まさしく「社会のあるところに法がある (Ubi societas ibi ius)」のである。⁽⁵¹⁾

もちろん、多様な法秩序体すべてが同一平面上にあるわけではなく、法秩序体の中には、「他の制度によって設定されるのではなく、それ故その源泉に関して独立した法秩序体を具体化する制度」である始源的制度 (istituzione originaria) と、「他の制度によって設定される」従属的な法秩序体である派生的制度 (istituzione derivata) とが

區別される。国家が前者に属することは言うまでもなく、他方、いわゆる中間団体は、「国家によって付与されたのと異なる固有の内部的法秩序体を形成」しうるものの、「その法的地位は国家により与えられ定められる」という意味で後者に属するとされる。⁽⁵²⁾

このように考えることにより、ローマノは「小さな法秩序としての団体が多元的に重層することで、それらの集合体であると同時に一個の法秩序でもある国家を形成し、さらにはそれらの集合体であり同時に一個の法秩序である国際社会までを形成してゆく」という「スコラ的に美しくも一貫した多元的法秩序」を構想するのであるが、では、ローマノが描く世界において、カトリック教会はどのように位置付けられるのであろうか。

ローマノによれば、⁽⁵³⁾「教会の秩序体と各国家の秩序体は、『……』二つの區別された異なる秩序体であり、それらは、固有の領域、固有の法源、固有の組織、固有の制裁を有している」。換言すれば、「それらは、二つの法的世界であり、その一方が他方に実体的に影響を与えることはあるものの、法的には常に區別された自律的なものとして存続」するのである。このように、ローマノは、カトリック教会という制度を、国家という制度と並立する始源的制度として位置付けている。そうすると、国家と教会とが同一の事項について規範を有する場合、内容の異なる別々の規範が存在しうることになるが、この点について、ローマノは、教会に関する事柄について、正確に言えば、一の宗教法 (un diritto ecclesiastico) が存在するのではなく、複数の宗教法 (tanti diritti ecclesiastici) が存在するのだという。ただ、そのような場合について、ローマノの念頭には、国家とカトリック教会との間で調整を行なうための伝統的な手法である「協約」があつたであろう。ローマノは、国家とカトリック教会が協約を締結した場合、両者に優位する協約という法秩序体は、それ自身がある規範を定めることにより国家とカトリック教会の両方に影響を与え、または一方の法秩序体の規範を考慮するよう指示することによりその法秩序体が他の法秩序体に影響を与えることを可能にするという。⁽⁵⁶⁾

(2) カトリック教会

(イ) 始源的法秩序体としてのカトリック教会

「国家とカトリック教会は、各々その固有の領域において、独立かつ最高である。」と定める現行イタリア憲法第七條一項の規定は、以上のような法秩序体論を踏まえて理解されなければならない。この規定は、カトリック教会という法秩序体の始源性——カトリック教会という法秩序体は、国家による外的な介入を経ることなく、それ自体の力により生じたものだということ——を憲法レベルで明示的に承認するものである。⁽⁵⁷⁾これは、部分的には、ラテラノ条約によりバチカン市国が創設され、聖座に「主権及び排他的な裁治権」(第四條)が承認されていたという事実を反映するものであろう。しかし、ローマノは、教皇がその国家を失い、「教会は国家とは異なり任意的な社会になつたのであるから、教会法はもはや法とはいえないとの潮流が勢い」をもつなかで、国家が唯一の始源的法秩序体なのではなく、カトリック教会もまた始源的法秩序体なのだということを主張していたのであつて、⁽⁵⁸⁾聖座とイタリアとの関係が国際関係として理解されるかどうかは、決定的なものではない。

かくして、国家がカトリック教会を自己に従属する法秩序体として取り扱うことは、憲法上禁止されることになる。⁽⁵⁹⁾ただ、第七條一項から直ちにカトリック教会との協約制度が帰結されるわけではない。国家とカトリック教会がともに始源的法秩序体であるということは、それ自体としては、ローマノが説くように、二つの宗教法の存在をもたらずにすぎないからである。しかし、両者が共通の利益を有する事項について規律をしようとする場合には、協約という第三の法秩序体が形成されるのが通例であつて、⁽⁶⁰⁾「両者の関係は、ラテラノ協定により規律する。」と定める憲法第七條二項も、そのような文脈で理解されなければならない。

なお、従来、憲法第七條二項に関して、国家はカトリック教会の利益に関わる事項についてすべて協約によつて規律する義務を負うとする「協約原理 (principio concordatario)」を定めたものとする見解が通説の地位を占めて

きたようである。しかし、この規定は、「宗教的平和」の維持のためラテラノ協定を存続させるということを目的としていたのであって、それゆえ、この規定はラテラノ協定が規律する事項に関する限りで取極めを保障する「協定原理 (principio pattizio)」を定めたものであるとする理解⁶²、より正確に言うならば、この規定はラテラノ協定の規律を改正する議会および政府の権限に制約を課したものであるとする理解⁶³に分があるように思われる。

ともあれ、憲法第七条一項においてカトリック教会が始源的法秩序体であることが承認されたということは、イタリアの歴史的な文脈では、絶対王政期に由来する国家管轄主義 (giurisdizionalismo) —— 国家の支配権 (guirisd-
i-
zione) は教会のそれに優越し、国家は教会を保護する責務がある反面で、教会は国家の後見的な監督に服するとする考え方⁶⁴——を否定する意味を有する。そして、第二項においてラテラノ協定の存続が保障されたということから、第一に、政府はラテラノ協定を一方的に廃棄することが禁止され、第二に、通常法律の立法者はラテラノ協定の国内的施行に係る一九二九年五月二七日法律第八一〇号を一方的に廃止し、改正することなどが禁止されることになる⁶⁵。

(ロ) ラテラノ協定施行法律の法形式

このようにラテラノ協定施行法律について議会の通常立法権が制約されるところから、これを協定施行法律の形式的効力と結びつける議論がなされる。協定施行法律の形式的効力の問題は、憲法裁判所が協約施行法律の違憲性を宣言しその効力を失わせることができるかという議論とも結び付いている。後者の点に関し、憲法裁判所は、特別裁判官の設置を禁止する憲法第一〇二条二項と婚姻の無効に関する教会裁判所の終局的な裁判権等を認めるラテラノ協約第三四條⁶⁶との関係が問題となった一九七一年三月一日判決第三〇号⁶⁷において、次のように述べ、ラテラノ協定施行法律もまた違憲審査の対象となることそれ自体は認めている。すなわち、憲法第七条は、「国家とカトリック教会との間の関係の規律において効力を有するべき一般的な協定原理を承認するだけでなく、現行の協約」[ラテ

ラノ協約」に言及し、その内容に関して法をつくっている」ところ、第一項がカトリック教会に対し「独立かつ最高」の地位を承認しており、第二項がラテラノ協定に言及しているとしても、そのことは同協定の施行法律に「国家の憲法秩序の最高原理を否定する効力」を与えるものではない、と。

しかし、憲法裁判所がこの違憲審査を行なうに当たり、憲法典の規定そのものではなく、「国家の憲法秩序の最高原理」に照らして判断を行なっている点には、注意が必要である。「憲法秩序の最高原理」という概念は、例えば、憲法改正法律および憲法的法律（憲法第一三八条）は、憲法第一四〇条に定める明示的な改正の限界のほか、「憲法秩序の最高原理」という黙示的な限界に服するというように、憲法改正の限界と関連して論じられる概念である。

憲法改正法律（*legge di revisione della Costituzione*）と憲法的法律（*legge costituzionale*）とは、その区別が明らかではないと言われるが、有力な見解によれば、憲法改正法律が憲法典の規定を直接に書き換えるものであるのに対し、憲法的法律は、憲法典の外にあって、場合によっては憲法典の規定に反する規範を創設しうるものだとされる。⁽⁷⁰⁾これらのことを踏まえると、憲法裁判所が「憲法秩序の最高原理」に照らして違憲審査をすべきとしたことは、ラテラノ協定の施行法律は憲法第七条がラテラノ協定に与えた保障ゆえに、憲法的法律と同等の形式的効力を有し、⁽⁷¹⁾それゆえ憲法典の規定から逸脱しうると憲法裁判所が考えていることを示唆する。

ここで、なにが「憲法秩序の最高原理」であり、憲法裁判所裁判官がどのようにしてこれを認識するのかは問題であるが、この点は必ずしも明らかではない。⁽⁷²⁾ただ、実際に、憲法裁判所が「憲法秩序の最高原理」違反を理由として協約施行法律の一部を違憲と判断した例がある。一九八二年二月二日判決第一八号は、⁽⁷³⁾婚姻の無効または実質を伴わない婚姻（*matrimonio rato e non consummato*）の解消に係る教会機関の判決または処分に国家法上の効力を付与するものとするラテラノ協約第三四条を施行するための法律の規定（一九二九年法律第八一〇号第一条および一九二九年五月二七日法律第八四七号第一七条）⁽⁷⁴⁾の合憲性が問題とされた事例であるが、憲法裁判所は、ラテ

ラノ協約施行法律の当該規定は、①教会機関の決定手続において当事者に手続上の保障が与えられたかどうか、また、教会機関の決定がイタリアの公序に反する内容を含んでいないかどうかを判断する権限が国家裁判所に与えられていない点で、国民が自らの権利を守るため訴訟を提起しおよび応訴する権利を有するという最高原理並びに国家はその公序を防衛することができるといふ最高原理に反し、②実質を伴わない婚姻の解消を認める処分が教会機関の行政的決定によりなされる点で、国民が裁判上の保護を求める権利を有するといふ最高原理に反すると結論付けている。

以上のような、ラテラノ協定施行法律に憲法的法律と同等の形式的効力を承認するかどうかのような憲法裁判所の議論には強い批判があるが、憲法裁判所は、ヴィラ・マダーマ協約を施行する法律についても同様の考え方を採っているといわれる。⁷⁶

(3) カトリック以外の宗派

(イ) 始源的法秩序体としての協定宗派？

では、カトリック以外の宗派についてはどうだろうか。この点、憲法第八条は、「①すべての宗派は、法律の前に等しく自由である。②カトリック以外の宗派は、イタリアの法制度に反しない限り、自己の規約により団体を組織する権利を有する。③カトリック以外の宗派と国家との関係は、双方の代表者の協定に基づき、法律により規律する。」と定めている。

この第八条二項の規定がカトリック以外の宗派に関してカトリック教会と同様の始源的法秩序体であることを承認するものであるかどうかについては、争いがある。というのは、カトリック以外の宗派の規約は「イタリアの法制度 (ordinamento giuridico) に反しない」ものであることが要求されるのであり（カトリック教会に関する第七条には、このような条件は存しない）、この点を強調すれば、カトリック以外の宗派は派生的な法秩序体にすぎない

という見解も十分に成り立つからである。

この問題は、カトリック以外の宗派との協定の性質がいかなるものにかかわっている。この点に関する学説には、A) そもそもカトリック以外の宗派が始源的法秩序体であることを否定したうえで、これらの宗派との協定はカトリック教会との協約とは性質が異なると説く見解、B) カトリック以外の宗派も始源的法秩序体でありうることは認めるものの、これらの宗派との協定はカトリック教会との協約とは性質が異なると説く見解、C) カトリック以外の宗派の中にも始源的法秩序体たりうるものがあり、第八条二項はカトリック以外の宗派であつてもそのようなものについては始源的秩序体であることを承認するものであるとしたうえで、これらの宗派との協定はカトリック教会との協約と同じ性質のものであると説く見解とが存在する。⁽²⁷⁾

これらの見解のうち、A) および B) の見解は、カトリック以外の宗派の法秩序体としての性質やこれらの宗派との協定の性質がカトリック教会の場合のそれとは異なるという結論を導き出すに当たり、第七条と第八条との文言の相違を重視するという点で共通するが、この文言の相違が二つの見解が説くほど重大なものなのかは疑問である。というのは、カトリック以外の宗派の規約が「イタリアの法制度に反しない」ものでなければならないという条件は、そもそも、宗派の組織規範にのみかわるもので、その教義や宗教活動の内容にかかわるものではないと理解され、⁽²⁸⁾ 宗派の組織規範についても、特定の組織構造をとるよう要求するのではなく、宗派の機関や代表権についての定めを欠くなどの変則的な規約であつてはならないということを意味するにすぎないと、限定的に理解されているからである。⁽²⁹⁾

そうすると、第七条と第八条との文言の違いから直ちに、カトリック以外の宗派が始源的法秩序体であることを否定し、またはこれらの宗派との協定はカトリック教会との協約とは性質が異なると結論付けるのは、無理がある。この点に関しては、むしろ、第七条が極めて著名な組織構造を有するカトリック教会にのみ関わるものである

のに対し、第八条は比較的新しい宗派、さらには将来形成されるかもしれない宗派を対象とするところから、第八条では宗教を目的とする社会集団を法秩序体として承認しうる条件がとくに規定されたとする説明の方が、説得力があるように思われる。それでは、C)の見解が説くように、カトリック教会とカトリック以外の宗派との間で始源的法秩序体としての性格は異ならないのであろうか。

(ロ) 現行法の立場

国家との間で協定を結んだ宗派 (confessione con intesa) について、現行法の立場は、必ずしも首尾一貫してはいるとはいいがたい。一方では、協定宗派は、現行法上、始源的法秩序体として取り扱われているかのようにみえる。例えば、かつて少数宗派の宗教活動を制限していた一九二九年の認容宗派法およびその施行令は、各宗派との協定の中で、これらの宗派にはもはや適用されないものと定められており (例えば、一九八四年のワルドー派との協定第一条)、また、これらの宗派は、その組織構造について、社団法人・財団法人の組織に関する民法典の規定に従う必要はないものと理解されている。

それゆえ、この点を見る限り、カトリック以外の宗派も憲法第八条により始源的法秩序体であることが承認され、カトリック教会と同様に、国家の規範とは異なる (時にはこれに反する) 規範を定めることができ、国家法の定めにかかわらず「自己の規約により団体を組織する権利」を有すると考えられているかのごとくである。

しかし、他方で、協定宗派との協定の取扱いは、カトリック教会との協約と比べ、大きく異なる。協定宗派がカトリック教会と同様に始源的法秩序体であるとするならば、その協定は、国家にとっては別の法秩序 (diritto esterno) を形成し、施行法律 (legge di esecuzione) によって国家法への「変形」が行なわれることになるはずである。が、実際には、憲法第八条三項の法律は、協定の施行法律という形式ではなく、協定を承認する法律 (legge di approvazione) という別の形式によってなされている。カトリック教会との協約の施行法律と協定宗派

との協定の承認法律とは、そもそも条文の構成がまったく異なり、前者では、協約の全文を添付し、一条の条文でこれに一括して効力を付与するというやり方が採られるのに対し、後者では、協定の各規定を同内容で繰り返し規定をそれぞれ設けるというやり方が採られる（それゆえ、例えばワルドー派との協定を承認する法律は全部で二十か条ある）。そうすると、政府が協約または協定を締結し、その施行法律案または承認法律案を議会に提出するとき、法律案の構造上、前者の場合には、議会は協約の全体を一括して受け入れるかどうかしか判断できないのに対し、後者の場合には、議会在法律案の個々の条文を否決またはこれを協定とは異なった内容へと「修正」することが可能になるのである。

もともと、この取扱いの違いは、実際には、協定宗派にとって実際には深刻な結果をもたらすものではないかもしれない。カトリック以外の宗派との最初の協定であるワルドー派との協定の承認法律の審議以来、協定承認法律は協定の規定を忠実に再現すべきで、議会在協定の規定の趣旨に反するような修正を加えることは許されないとする議会先例が確立しているからである。⁽⁸¹⁾ それゆえ、現在では、協定承認法律という形式であっても、カトリック教会との協約の施行法律の場合と同様に、通常立法者がこれを一方的に廃止し、改正することは事実上できないのだから、協定宗派に対し十分な保障を提供することができるとい点では施行法律という形式に劣るところはないという評価もなされている。⁽⁸²⁾

しかし、ローマノの法秩序体理論の立場からすれば、協定宗派が始源的法秩序体であることを前提として協定宗派が国家と結んだ協定が国家法とは別の法秩序を形成するという理論構成と、協定宗派は本来従属的法秩序体ではあるが協定制度的によって強い自治権が保障されているとする構成との間には、無視することのできない違いがあるはずで、協定宗派との協定について承認法律という形式を採る立法実務をみる限り、協定宗派の始源的法秩序体としての位置付けには曖昧なところが残る。

(ハ) 協定のない宗派

ところで、憲法第八条は、カトリック以外の宗派のすべてが始源的法秩序体であることを承認するものではない。いまだ、始源的法秩序体としての実質を有さず、従属的な法秩序体ではない宗派は、憲法第一八条で保障される結社として、国家による一方的な規律の対象となる（したがって、そのような宗派は協定のない宗派（*confessione senza intesa*）である⁸⁴⁾。それゆえ、そのような宗派は、一九二九年の認容宗派法や社團法人等に関する民法典の規定の規律に服さなければならないことになる。

おわりに

ある宗教学者は、イタリアの政教関係について、「イタリア国家教会法は、三段階の制度として示される。頂点には、カトリック教会が存在し、「……」特権的な地位を享受している。国家と協定を結んだ宗派が中位を占める。……」最下位に存するのは、「比較的最近になってイタリアに根付いた」諸宗派である⁸⁵⁾という説明をしている。確かに、これまでみてきたように、イタリアでは今日においてもなお、カトリック教会には特別な地位が認められている。しかし、ヴィラ・マダーマ協約において「カトリック教はイタリア国家の唯一の宗教である」という定式が廃止され、憲法裁判所⁸⁶⁾が、憲法第二条、第三条、第七条、第八条、第十九条および第二〇条から明らかになる「国家の非宗教性（*laicità*）」の原理は憲法の最高原理であると説く今日、カトリック教会の特別な地位は、国家がカトリック教の教義を公認していることに由来しているのでは、決してない。国家の非宗教性原理にもかかわらず、カトリック教会に特別な地位が認められているのは、サンティ・ロマーノに由来する多元的な法秩序観によりカトリック教会が国家と並ぶ始源的法秩序体と考えられていることに基づいているのである。

他方で、カトリック以外の宗派についても、協定宗派に関する限り、国家がこれに一方的に規律を加えることはできないと考えられ、国家との関係について協定による規律が保障されている。その意味では、従来カトリック教会のみが有していた特別な地位は相対化され、カトリック教会の地位と協定宗派の地位との違いは薄れつつあるということができよう。しかし、学説が協定宗派もまた始源的法秩序体として理解しようとする努力をしてきたにもかかわらず、実務上協定宗派との協定について承認法律というやり方が採られている点で、なお協定宗派の始源的法秩序体としての位置付けには曖昧な点が残っている。

ただ、カトリック教会の地位と協定宗派の地位との間に相違をもたらしているのは、協定宗派の始源的法秩序体としての位置付けの曖昧さだけではない。両者の間には、原理的なレベルでの位置付けの問題に加えて、協約・協定やその他の通常法律によって形作られる宗教法制上の取扱いにおいても格差があることが指摘されている⁴⁷。しかし、この法制面での格差を論じようとするれば、ヴィラ・マターマ協約を始めとするカトリック教会が国家と結んだ取極めと協定宗派が国家と結んだ取極めとを比較し、分析しなければならないが、そのためには別稿を必要とする。

- (1) 例えば、芦部信喜（高橋和之補訂）・憲法（第三版）（岩波書店、二〇〇二年）一四九頁、佐藤幸治・憲法（第三版）（青林書院、一九九五年）四九八頁、野中俊彦ほか・憲法Ⅰ（第三版）（有斐閣、二〇〇一年）二九九頁（中村睦男執筆）など。
- (2) なお、ドイツにおける代表的な国家教会法の教科書である Axel Freyher von Camperhausen, *Staatkirchenrecht* (3. Aufl. 1996), S. 392 も、イタリアの制度は分離制度ではないということ及び一九二九年のラテラノ体制が変わりつつあるとこのことを述べるのみであり、フランスにおいても、やや古い文献ではあるが、Jacques Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, PUF, 1977, p. 37 は「イタリアでは国教制にかかわらず宗教的自由が保障されていることを憲法典の条文を引用して指摘するのみである」。

- (3) 井口文男・イタリア憲法史（有信堂、一九九八年）四三頁。
- (4) 佐藤幸治「現代国家と宗教団体」佐藤幸治・木下毅・現代国家と宗教団体——紛争処理の比較法的検討——（岩波書店、一

九二年)一頁、三三頁。

- (5) この点につき、井口文男・前掲注(2)六七頁以下を参照。
- (6) アルベルト憲章の翻訳は、アレックスサンドロ・バーチエ(井口文男訳)・憲法の硬性と軟性(有信堂、二〇〇三年)一五五頁以下を参照した。邦訳としては、このほか、憲法調査会事務局・憲資総五二号「イタリア憲法のあゆみ(一九六一年)六三頁以下(野村敬造訳)およびソフォ・ボルゲーゼ(岡部史朗訳)・イタリア憲法入門(有斐閣、一九六九年)一七六頁以下がある。
- (7) 井口文男・前掲注(2)七九頁。
- (8) 以上の点につき、詳細は、井口文男「近代イタリアにおける政教関係」(岡山大学法学会雑誌五四巻四号(二〇〇五年)に掲載)を参照。
- (9) Francesco Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico* (nona edizione), Zanichelli, 2003, p. 51; Maria Elisabetta de Francis, *Italy and the Vatican*, Peter Lang, 1989, p. 43.
- (10) ムッソリーニが政権を獲得した翌年には、例えば、出版規制の一つとして国教侮辱罪が定められ(一九三三年七月一五日勅令第三二八八号。Finocchiaro, op. cit., p. 52)、「カトリックの伝統が認める形式に従ったキリスト教教義の教育」を初等教育の基礎とすることが定められた(一九三三年一〇月一日勅令第二一八五号。Sergio Laticia, *Diritto ecclesiastico* (terza edizione), CEDAM, 1986, p. 38)。
- (11) Laticia, op. cit., p. 33.
- (12) この点に関し、ラテラノ協定は、イタリア政府が聖座の主権を承認し(条約第一条)、バチカン市国の創設を承認する(同第三条および第二六条二項)代わりに、聖座はイタリア国家を承認し(同第二六条一項)、前世紀の教会財産破壊法律の結果旧教会財産を所有するに至った者を赦すことを定めている(協約第二八条)。
- (13) 但し、大司教および司教の任命には国家の同意が必要であるとされた(協約第十九条)。
- (14) また、一九三〇年刑法典は、第四〇二条以下に一般的な国教侮辱罪を定めている。さらに、学校の教室や法廷にはキリスト磔刑像が掲げられ、国家儀式にカトリック聖職者が参列するようになった。Antonio Vitale, *Corso di diritto ecclesiastico* (nona edizione), Giuffrè, 1998, p. 21.
- (15) (一)で引用した認容宗派法の各規定は、以下の通り。
第一条 使徒伝承のローマのカトリック教以外の宗派は、公序良俗に反する教えを信奉せず、かつそのような儀式を行わない限り、王国内で認容する。
(二) この宗派は、公開の場においても、自由に活動することができる。

(16)

第二条 国の宗教以外の宗派の団体は、司法宗務大臣が提案し、内務大臣が同意し、國務院及び内閣の意見を聴取した勅令により、法人になることができる。〔第二項及び第三項、省略〕

第四条 宗派の違いは、市民的権利及び政治的権利の享受並びに文官及び武官への就任の例外をもたらさない。

第五条 宗教事項に関する議論は、完全に自由である。

第七条 第三条に定める祭司が挙式を主宰した婚姻は、以下の各条の規定に従うときは、挙式の日から市民権登録係員の前で挙行された婚姻と同一の効力を有する。

Gianni Long, *Le confessioni diverse dalla Chiesa cattolica*, Mulino, 1991, p. 24.

(17)

認容宗派法第二条の規定は、以下の通り。

第三条 国の宗教以外の宗派の祭司の氏名は、司法宗務大臣に通知し、認可を受けなければならない。

② そのような宗派の祭司によってなされた聖務行為は、その祭司の任命が政府の認可を得ていないときは、いかなる民事上の効力ももつことができない。

(18)

ここで引用した認容宗派法施行令の各規定は、以下の通り。

第一条 王国内で認容された各宗派の信者は、その信仰を公に実践するため、固有の寺院又は礼拝堂を有することができる。

② 宗派に寺院又は礼拝堂を開設することの請願は、法〔「認容宗派法」〕第三条に従い適法に任命の認可を受けた各宗派の祭司が、寺院又は礼拝堂が多数の信者の具体的な宗教上の必要を満たすために必要であり、管理費用を維持するのに十分な資力を備えているということを証明しうる文書を付して、司法宗務大臣に申請することにより行う。

③ 開設は、内務大臣の同意を経た司法宗務大臣の提案に基づき発する勅令で許可する。

第二条 王国内で認容された宗派の信者は、宗教儀式その他の礼拝行為を行うため、前条に従い宗派に開設された建造物において、政府機関の事前の許可を受けることなく公の集会を開くことができる。但し、その集会は、法第三条の条件で適法に任命の認可を受けた各宗派の祭司が主宰し又は許可したものでなければならぬ。

② いずれの場合であっても、公の集会に関する共通規範を適用する。

第三条 国の宗教以外の宗派の団体は、法人格を付与する命令において定める特別な規範に加えて、政府の監視と保護に服する。

② 上記の団体に対する国家の権限は、司法宗務大臣及びその機関が行使する。

第一四条 前条に定める政府の監視は、同条に定める団体に対する立入り及び検査を命じる権限を含む。

② 当該団体の管理が著しく適正でなく又は管理が行われていないことが明らかとなったときは、司法宗務大臣は、当該団

体の管理機関を解散させ、一時的な管理のための政府委員を任命することができる。

(19) ここで引用した公共治安法の各規定は、以下の通り。

第一八条 公共の場所又は公に開かれた場所における集会の主催者は、遅くとも三日前にこれを警察署長に届け出なければならない。

④ 警察署長は、通知がない場合には、又は公の秩序、道徳又は公衆衛生を理由として、当該集会の開催を禁止することができる。これらの理由に基づいて、集会の場所及び時間を指定することができる。[第二項及び第三項並びに第五項以下、省略]。

第二五条 礼拝に充てられる場所以外の場所における宗教の典礼、儀式若しくは実践又は公道における宗教上若しくは世俗上の行列を主催し又は指導する者は、遅くとも三日前にこれを警察署長に届け出なければならない。

② 違反は、三月以下の拘役及び一〇万リラ以下の罰金に処する。

なお、公共治安法第一八条は、戦後の新憲法下で、憲法裁判所により、公に開かれた場所における集会につき通知義務を課している部分について、違憲と判断された。Corte cost. 31 marzo 1958 n. 27, in *Giur. cost.*, 1958, I, 115.

(20) Long, op. cit., p. 27.

(21) Finocchiaro, op. cit., p. 54.

(22) 小嶋和司・憲法概説(良書普及会、一九八七年)一九二頁。

(23) 以上の経過につき、井口文男・前掲注(2)一八四頁以下を参照。

(24) Finocchiaro, op. cit., p. 56. 制憲議会において、ラテラノ協定の内容に関する議論がないわけではなかったが、議論の中心となったのは、ラテラノ協定を憲法典に「挿入」するかどうかであった。de Francis, op. cit., p. 66; Finocchiaro, op. cit., pp. 107ss. 憲法典で明示的にラテラノ協定に言及した場合、これによってラテラノ協定に憲法典と同一の効力が付与されたという理解がなされるのが警戒されたからである。実際、このような理解がキリスト教民主主義議員によって主張されており、例えば共産党は「これに対して不満を表明している」。V. Arturo Carlo Jemolo, *Chiesa e Stato in Italia negli ultimi cento anni*, Giulio Einaudi, 1948, p. 712. 憲法第七條二項二文が「わが」ラテラノ協定の改正は憲法改正の手續を必要としないと定めるのは、このような理解を排除するためだとされる。Finocchiaro, op. cit., p. 110.

(25) Finocchiaro, op. cit., p. 56. 但し、社会党は「最終的な表決では、憲法草案に反対票を投じつゝ」Jemolo, op. cit., p. 713.

(26) Corte cost. 18 marzo 1957 n. 45, in *Giur. cost.*, 1957, I, 579.

(27) Corte cost. 21 novembre 1958 n. 59, in *Giur. cost.*, 1958, I, 885.

- (28) V. Finocchiaro, op. cit., p. 57.
- (29) これを決定的に示したのが、離婚法に係る国民投票である。離婚法（一九七〇年二月一日法律第八九八号）に反対するバチカンは、キリスト教民主党を動かすことにより、同法に対する廃止的国民投票の実施にこぎつけたが、一九七四年五月二日の国民投票の結果、かえって、有権者の約六〇パーセントが離婚制度の導入に賛成していることが明らかとなった。de Francis, op. cit., p. 80. さらに、その後、中絶法（一九七八年五月二二日法律第一九四号）に対する廃止的国民投票でも、カトリックの側が敗れている。なお、それぞれの国民投票の結果については、高橋進「選挙・選挙制度」馬場康雄・岡沢憲美編・イタリアの政治（早稲田大学出版部、一九九九年）一一八頁、一三四頁をみよ。
- (30) その結果、一九六三年に社会党がキリスト教民主党政権（モロー政権）に連立参加し、七六年に共産党がキリスト教民主党政権（アンドレオッティ政権）に閣外協力を行ない、さらに八三年には社会党政権（クラクシ政権）が誕生するなど、中道左派路線が定着していた。
- (31) この点につき、前田光夫「カトリシズムの『国家と教会』論」芦部信喜先生還暦記念憲法訴訟と人権の理論（有斐閣、一九八五年）七二七頁、七四二頁以下を参照。
- (32) Finocchiaro, op. cit., p. 62. なお、ヴィラ・マターマ協約の翻訳については、参議院憲法調査会事務局・参憲資料第一五号「結社・宗教の自由と団体法制に関する主要国の制度——ヨーロッパの場合を中心に——」（二〇〇三年）五二頁以下をみよ。
- (33) Finocchiaro, op. cit., p. 57. V. anche Cass. pen. sez. unite, 7 febbraio 1948, in *Giur. it.*, I, 129.
- (34) de Francis, op. cit., p. 109.
- (35) de Francis, op. cit., p. 111. なお、彼女は、ワルドー派の信徒は同時に世俗政党の支持者であり、当時の政治環境の中で協定を求めるロビイングをしやすかったということを指摘している。
- (36) なお、同協定は、一九八四年八月一日法律第四四九号によりイタリア国内で施行され、その後、「憲法第八条三項を施行するためのイタリア共和国政府とワルドー派との間の協定の補完」（一九九三年一月二五日協定（一九九三年一〇月五日法律第四〇九号））で補充されている。
- (37) それぞれ順に、一九八六年（二月二九日協定（一九八八年一月二二日法律第五一六号））、一九八六年（二月二九日協定（一九八八年一月二二日法律第五一七号））、一九八七年（二月二七日協定（一九八九年三月八日法律第一〇一号））、一九九二年（三月二九日協定（一九九五年四月二二日法律第一一六号））、一九九三年（四月二〇日協定（一九九五年一月二九日法律第五二〇号））。また、シルヴィオ・フェラーリ（高畑英一訳）「ヨーロッパ聖政教関係について」日本法学六九巻一（二〇〇三年）一一一頁、一五四頁は、イタリア仏教連合およびイタリア・エホバの証人とも協定が締結され、これ以外にも協定締結の交渉が進められ

ている宗派があるとする。

一〇八

- (38) de Franciscis, op. cit., p. 113.
- (39) Finocchiaro, op. cit., p. 62.
- (40) 梶山伸久「サンティ・ローマーノの法秩序論——法と国家の制度論的仮説——」慶應人文学法政治学論究四七号(二〇〇〇年)一頁、一二頁。
- (41) Livio Paladin, *Diritto costituzionale* (terza edizione), CEDAM, 1998, p. 3.
- (42) Paladin, op. cit., p. 4.
- (43) Paladin, op. cit., p. 365.
- (44) この点につき、小谷真男「親子関係をめぐる国家制定法と私人たちの法」(2)——一九世紀イタリア法秩序の重層的構造について——『社会科学研究四七巻六号(一九九六年)一〇三頁、一六八頁および江原勝行「憲法法源生成観並びに多元主義的統治体観に関する導きの糸——Santi Romano『法秩序体』制度』理論のこと、若しくは法規範生成の契機における事実性を循環する概念構成とは——(1)』早稲田法学七六巻二号(二〇〇〇年)七三頁、八九頁をみよ。
- (45) Santi Romano, *L'ordinamento giuridico* (seconda edizione), Sansoni, 1946, pp. 25ss. なお、以下、ローマーノの『法秩序体』の引用に当たっては、井口文男「サンティ・ローマーノの『法秩序』論」岡山大学法学会雑誌四九巻三・四号(二〇〇〇年)一五頁の翻訳を大いに参照した。
- (46) Romano, op. cit., p. 20.
- (47) Romano, op. cit., p. 23.
- (48) 石川健治・自由と特権の距離——カール・シュミット「制度体保障」論・再考——(日本評論社、一九九九年)一九四頁。
- (49) Romano, op. cit., p. 30.
- (50) Romano, op. cit., pp. 27, 35 e 106.
- (51) なお、この点に関し、江原勝行・前掲注(44)九九頁が法秩序体の多元性の理論は制度体理論の論理的帰結であるとするのに対し、梶山伸久・前掲注(40)二〇頁は、これに懐疑的な見方をしている。
- (52) Romano, op. cit., p. 141.
- (53) Romano, op. cit., p. 126.
- (54) 石川健治・前掲注(48)同頁。
- (55) Romano, op. cit., pp. 120ss.

- (56) Romano, op. cit., pp. 166ss. このほか、国際私法の考え方と同じく、例えば国家が自発的な決定によって教会の規範を自らのうちに取り入れる場合があるとされる。Romano, op. cit., p. 179.
- (57) Vitale, op. cit., p. 24.
- (58) 井口文男・前掲注(45)一三八頁。
- (59) Finocchiaro, op. cit., p. 113.
- (60) Finocchiaro, op. cit., p. 37.
- (61) V. per es., Costantino Mortati, *Istituzioni di diritto pubblico*, tomo II (nona edizione), CEDAM, 1976, p. 1527.
- (62) Carlo Esposito, *Costituzione, legge di revisione della Costituzione e «altre» leggi costituzionali*, in *Raccolta di scritti in onore di A. C. Jemolo*, vol. III, Giuffrè, 1963, p. 218.
- (63) V. per es., Lariccia, op. cit., p. 82.
- (64) Finocchiaro, op. cit., pp. 198ss. なお、近代以降の国家管轄主義は、反教権主義的色彩が濃く、教会に対する国家の後見的監督のみを内容としており、その意味で「自由主義的国家管轄主義 (giurisdizionalismo-iberale)」と呼ばれることもある。
- (65) Finocchiaro, op. cit., p. 119.
- (66) ラテラノ協約第三四条の規定は、以下の通り。
第三四条 イタリア国家は、家族の基礎である婚姻の制度に対しイタリア国民のカトリックの伝統に合致した尊厳を与えるため、教会法が規律する婚姻の秘跡に対し民事上の効力を承認する。【第二項 省略】
③ 婚姻の無効及び実質を伴わない婚姻の解消に関する事件は、教会裁判所及び教会官庁の権限に留保する。
④ 婚姻に係る処分及び判決についての終局的な判断は、署名院最高裁判所が行う。署名院最高裁判所は、裁判官の権限、召喚、当事者の適法な出席又は欠席に関する教会法の規範が遵守されたか否かについて審査する。
⑤ 署名院最高裁判所の関連決定による上記の終局的な処分及び判決は、国家の管轄控訴院に送付する。控訴院は、法廷で発する命令によりこれに民事上の執行力を付与し、市民権登録簿において婚姻証明書の余白に注記するよう命じる。
- (67) Corte cost. 1° marzo 1971 n. 30, in *Giur. cost.*, 1971, I, 150. V. anche 1° marzo 1971 n. 31, *ibidem*, 1971, I, 154.
- (68) Costantino Mortati, *Istituzioni di diritto pubblico*, tomo I (decima edizione), CEDAM, 1991, pp. 391ss.
- (69) Vezio Crisafulli e Livio Paladini, *Commentario breve alla Costituzione*, CEDAM, 1990, p. 815 (Maria Rodriguez).
- (70) Esposito, op. cit., p. 194.
- (71) Finocchiaro, op. cit., p. 121. その結果、ラテラノ協定施行法律に反する通常法律の効力が争われることとなり (V. per es.,

- Corte cost. 8 luglio 1971 n. 169, *Giur. cost.*, 1971, I, 1784.」ラテラノ協定施行法律は廃止的国民投票に服しない (Corte cost. 7 febbraio 1978 n. 16, *ibidem*, 1978, I, 79.) のことなる。
- (72) Crisafulli e Paladin, op. cit., p. 44 (Roberto Bin.) の点について、憲法裁判所は、ラテラノ協約施行法律の「憲法秩序の最高原理」適合性の判断は、「自らに付託される問題の範囲に常にとどまりつつ、裁判官自身が示す憲法上の諸要素から演繹される諸原理を参照して行なう」と述べるにとどまる (一九八二年二月二日判決第一八号)。
- (73) Corte cost. 2 febbraio 1982 n. 18, in *Giur. cost.*, 1982, I, 138.
- (74) 「聖座とイタリアとの間の一九二九年一月二日の政教協約とその婚姻に係る部分について施行するための諸規定」(一九二九年五月二七日法律第八四七号) 第一七条の規定は、以下の通り。
- 第一七条 婚姻の無効を宣言する教会裁判所の判決又は実質を伴わない婚姻の解消を認める処分は、イタリアと聖座との間の一九二九年二月二日の政教協約第三四条が定める署名院最高裁判所の命令が発せられた後、婚姻文書が登録された市を管轄する控訴院にその謄本を送付する。
- ② 控訴院は、評議部で言い渡す決定により、カトリック司祭の前で挙式を行い市民権登録簿に登録された婚姻を解消する判決又は処分に執行力を付与し、婚姻文書の余白に注記するよう命じる。
- (75) Lariccia, op. cit., pp. 87ss.
- (76) Finocchiaro, op. cit., p. 121. V. anche Corte cost. 12 aprile 1989 n. 203, in *Giur. cost.*, 1989, I, 890, e 14 gennaio 1991 n. 13, *ibidem*, 1991, I, 77.
- (77) 上の字註の整理は、Long, op. cit., pp. 71ss を参考にした。
- (78) Finocchiaro, op. cit., p. 79; Long, op. cit., p. 69.
- (79) Finocchiaro, op. cit., p. 83.
- (80) Finocchiaro, op. cit., p. 82.
- (81) Long, op. cit., pp. 73ss.
- (82) Long, op. cit., p. 76. V. anche Finocchiaro, op. cit., p. 141.
- (83) Nel senso diverso dall'argomento tradizionale, v. Lariccia, op. cit., p. 372.
- (84) Finocchiaro, op. cit., p. 73. 但し、すべての宗派に「法律の前の等しい自由」を保障する憲法第八条一項との関係では、「宗派」は始源的法秩序体であるかどうかにかかわらず、単一の信衆および組織を有するあらゆる集団を含むものと理解すべきとする見解がある。Long, op. cit., p. 67.

- (56) Silvio Ferrari, *Staat und Kirche in Italien*, in Gerhard Robbers (Hrsg.), *Staat und Kirche in der Europäischen Union* (1995), S. 185, 189.
- (56) Corte cost. 12 aprile 1989 n. 203, in *Gazz. cost.*, 1989, I, 890. 但し「このような国家の「非宗教性」は、「国家が宗教に対して無関心であることを意味するのではなく、宗派的・文化的多元主義の制度において国家が宗教的自由の保護を保障すること」を意味する」と理解されている。
- (57) Paladini, op. cit., p. 649.